

(株)日本債券信用銀行に係る取得株式の対価算定の概要

平成 11 年 6 月 14 日

(注)本資料は株価算定委員会の同日付けの「株式会社日本債券信用銀行に係る取得株式の対価について」の概要を金融再生委員会事務局においてまとめたものである。

算定結果(取得株式の対価の額)

- | | | |
|---|----------------|-----|
| 1 | 取得普通株式の対価の額 | 0 円 |
| 2 | 取得第二回優先株式の対価の額 | 0 円 |
| 3 | 取得第三回優先株式の対価の額 | 0 円 |
| 4 | 取得第四回優先株式の対価の額 | 0 円 |

算定理由

1 算定基準

公告時において日債銀を清算するものとして、すべての資産及び負債を評価した(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 40 条、同法施行規則第 17 条)。

2 主な資産に係る評価基準

(1) 貸出金等与信関連資産

金融再生委員会が行った資産判定の結果を踏まえ、回収可能性を考慮して下記のとおりに評価する。

日債銀による保有は適当とされた資産	日債銀による保有は不適当とされた資産
原則として債務者区分毎に、過去の一年当たり貸倒実績率と対象債権の平均残存年数をもって算定した額を控除した額	正常先債権及び要注意先債権は担保等で保全されていない額の 50%を控除した額 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権は担保等で保全される額

(注)貸出金等与信関連資産とは、貸出金並びに貸出金と同様に債務者区分等の自

己査定の対象となる外国為替、貸付有価証券、未収収益、買入金銭債権、仮払金、未収金及び支払承諾見返をいう。

(注)貸倒引当金、債権売却損失引当金は貸出金等与信関連資産の控除項目とした。

(2) 有価証券

区分	評価基準
時価及び時価相当額があるもの	時価及び時価相当額
以外のうち日債銀が貸出を行っている者	貸出金の評価方式に準じて評価
以外のうち日債銀が貸出を行っていない者	原則として、 株式は純資産額 債券は額面額 その他は処分可能見込額等

(3) その他の資産項目

原則として、時価又は処分可能見込額等の把握が可能なものは当該価額をもって評価額とし、それ以外のは帳簿価額をもって評価額とした。但し、帳簿価額による場合においても対象資産に含み損益がある場合は、当該損益を考慮して算定した。

その他の資産項目のうちで帳簿価額と評価額の間で大きな異動があるものは、以下のとおりである。

イ 金銭の信託

ロ 動産不動産

ハ その他資産

(4) その他の主な留意事項

デリバティブ取引については、時価会計が導入されている特定取引勘定分について時価評価するとともに、銀行勘定分についても時価評価を行っている。

税効果会計及び営業権については、清算するものとしての評価額の算定であることから、考慮していない。

3 主な負債に係る評価基準

(1) 債券

帳簿価額から、債券発行差金を控除した金額をもって評価額とする。

(2) その他の負債項目

原則として、帳簿価額をもって評価額とする。

4 純資産額の計算と取得株式対価の算定

- (1) 以上の評価基準を前提として、公告時において日債銀が有する純資産額を算定すれば、3,046,621 百万円であり、日債銀は債務超過の状態にあったことになる。

なお、上記純資産額に影響を与え得る主な項目としては以下のものがあるが、これらを考慮しても日債銀が公告時に債務超過であった事実には変わりがない。

ゴルフ場等の担保においては、評価額以上の回収が期待されるケースがあり得る。

いわゆる関連会社に対する貸出金等与信関連資産については、担保等保全額以上の回収が期待されるケースがあり得る。

海外資産については、譲渡可能価額、カントリーリスク等を考慮すると、評価額が下がることも考えられる。

平成9年4月のクラウン・リーシング株式会社の破産をめぐって提起されている訴訟については、その判決の結果によっては、他の系列ノンバンク等に関係し今後提起されるかもしれない訴訟等によるものも含めて、損失が発生する可能性がある。

- (2) 以上の結果、取得普通株式、取得第二回優先株式、取得第三回優先株式及び取得第四回優先株式のそれぞれの1株当たりの対価の額を0円と算定した。

(別添1)

日債銀の公告時のすべての資産及び負債の評価額並びに純資産額は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
貸出金等与信関連資産	4,324,872	債券	4,025,702
外国為替	14,569	預金	2,245,780
有価証券	1,247,549	譲渡性預金	444,420
金銭の信託	80,556	借入金	399,420
特定取引資産	523,837	特定取引負債	292,779
買入金銭債権	7,891	売渡手形	490,100
買入手形	33,200	コールマネー	1,163,500
コールローン	396,792	外国為替	190
現金預け金	279,829	その他負債	948,576
その他資産	398,034	退職給与債務	11,726
動産不動産	34,573	支払承諾	366,130
資産合計	7,341,702	負債合計	10,388,323
		純資産額	3,046,621

(別添2)

継続企業の前提で算出された中間貸借対照表(平成10年11月24日、日債銀公表決算短信ベース(*1))の純資産額と公告時の純資産額(清算価額ベース)との異動は以下のとおりである。

(単位:百万円)

項目	金額	備考
平成10年9月30日現在純資産額	477,234	*1
平成10年9月30日から12月16日の利益	43,355	
継続企業の前提による12月16日現在の純資産額	520,589	*2
貸出金等与信関連資産	3,033,521	
有価証券	487,500	
金銭の信託	10,986	
特定取引資産	1,122	
現金預け金	64	
買入金銭債権	3,444	
その他資産	26,540	
動産不動産	21,465	
債券繰延資産	270	
その他負債	19,012	
退職給与債務	1,438	
清算価額への修正額合計	3,567,210	*3
公告時純資産額	3,046,621	*4

*1: 日債銀が平成10年11月24日に決算短信で公表した計数であり、平成10年11月16日に通知された金融監督庁の検査結果は反映されていない計数である。

今後、日債銀より金融監督庁の検査結果が反映された計数が公表される予定である。

*2: 継続企業を前提とした計数であり、9月30日の中間貸借対照表(平成10年11月24日、日債銀公表決算短信ベース)に10月1日から12月16日までの損益を加減算したものである。

*3: 株価算定上、継続企業の前提で作成されている数値を清算価額に修正するための計数である。

*4: *2、*3を勘案した結果としての清算価額ベースの純資産額である。

金融再生委員会委員長 柳沢 伯夫 殿

当株価算定委員会は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第40条第1項に基づき、預金保険機構が取得した特別公的管理銀行である株式会社日本債券信用銀行の株式の平成10年12月17日公告時における対価の額を別添のように下記のとおりと決定したので、報告する。

記

- (1) 取得普通株式の対価の額は、1株当たり0円。
- (2) 取得第二回優先株式の対価の額は、1株当たり0円。
- (3) 取得第三回優先株式の対価の額は、1株当たり0円。
- (4) 取得第四回優先株式の対価の額は、1株当たり0円。

平成11年6月14日

株 価 算 定 委 員 会

委 員 長	落 合 誠 一
委員長代理	筒 井 義 郎
委 員	大 橋 正 春
委 員	鈴 木 豊
委 員	福 間 年 勝

株式会社日本債券信用銀行に係る
取得株式の対価について

平成11年6月14日
株価算定委員会

取得株式の対価の額

当株価算定委員会は、預金保険機構が取得した特別公的管理銀行である株式会社日本債券信用銀行の株式の平成10年12月17日公告時における対価の額を以下のとおりと決定する。

- 1 取得普通株式の対価の額は、1株当たり0円である。
- 2 取得第二回優先株式の対価の額は、1株当たり0円である。
- 3 取得第三回優先株式の対価の額は、1株当たり0円である。
- 4 取得第四回優先株式の対価の額は、1株当たり0円である。

算定理由

1 取得株式の対価算定の必要性

- (1) 内閣総理大臣（金融再生委員会の設置までの間は、内閣総理大臣が同委員会の権限を代行する。）は、平成10年12月13日、株式会社日本債券信用銀行（以下「日債銀」という。）を金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「法」という。）第36条第1項に該当するものと認め、同項に基づき、特別公的管理開始の決定を行い、同時に、法第38条第1項に基づき、預金保険機構が当該特別公的管理開始決定に係る特別公的管理銀行の株式を取得することを決定した。
- (2) 内閣総理大臣は、平成10年12月17日、法第38条第2項に基づき、預金保険機構が特別公的管理銀行である日債銀の株式を取得することを決定した旨を公告した。
- (3) 当株価算定委員会（以下「当委員会」という。）は、法第40条第1項により、公告時における日債銀の純資産額を基礎として、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）で定める算定基準に従い、取得株式の対価を決定することになった。

2 取得株式の対価の算定基準

当委員会が、取得株式の対価を決定する場合に依拠すべき法定の基準は、次のとおりである。

施行規則第17条第1項によれば、取得株式1株の対価は、特別公的管理銀行の純資産額を発行済み株式総数で除した額（数種の株式が発行されていた場合は、当該純資産額のうち数種の株式ごとに算定した額を、数種の株式ごとの発行済み株式数の総数

で除した額)とするものとされる。

また、同条第2項によれば、純資産額は、公告時において特別公的管理銀行が有するすべての資産の評価額からすべての負債の評価額を控除した額とされ、同条第3項第1号によれば、その価額の評価は、法第36条の規定により特別公的管理開始決定をした場合は、特段の事情のない限り、特別公的管理銀行を清算するものとして行うものとされる。

日債銀は、法第36条の規定により特別公的管理開始決定がされたものであり、本件については施行規則第17条第3項第1号に定める特段の事情は認められないので、取得株式の対価は、日債銀を清算するものとしてすべての資産及び負債の、公告時すなわち平成10年12月17日における価額を評価し、公告時において日債銀が有するすべての資産の評価額からすべての負債の評価額を控除した額としての純資産額を算出し、施行規則第17条第1項による取得株式の対価を決定するものとした。

3 資産及び負債

評価の対象となる日債銀の公告時の資産及び負債の範囲については、金融再生委員会事務局等をも活用して、必要な調査・審議を行い、これを確定した。

4 資産の評価額

資産の評価に当たって当委員会が採用した評価基準及び評価の結果は、次のとおりである。

- (1) 貸出金等与信関連資産 金 4,324,872百万円(円単位の金額を四捨五入により百万円単位の金額として記載している。以下同様)

貸出金並びに貸出金と同様に債務者区分等の自己査定の対象となる外国為替、貸付有価証券、買入金銭債権、未収収益、仮払金、未収金及び支払承諾見返(以下「貸出金等与信関連資産」という。)に関しては、回収可能性を考慮して評価するものとし、回収可能性については金融再生委員会が行った特別公的管理銀行の保有する資産として適当であるか否かの判定(以下「資産判定」という。)の結果を踏まえている。

すなわち、貸出金については、資産判定上、特別公的管理銀行が保有する資産として不適当とされた正常先債権及び要注意先債権は、担保等で保全されていない額の50%を控除した額を評価額とし、不適当とされた破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権については、担保等で保全される額をもって評価額とする。資産判定上特別公的管理銀行が保有する資産として適当とされた貸出金については、原則として債務者区分毎に、債権額から、日債銀の過去の一年当たり貸倒実績率に対象債権の平均残存年数を乗じた率を債権額に乗じた額を控除した額をもって評価額とする。

外国為替等、貸出金以外の貸出金等与信関連資産についても、上記と同様の評価方式による。

- (注1) 本文の評価方式のうち、特別公的管理銀行が保有する資産として不適当とされた貸出金等与信関連資産に係る評価方式は預金保険機構が用いた例を参考にしたものであり、現時点で利用可能な方式の中ではより合理的なものと判断される。また、特別公的管理銀行が保有する資産として適当とされた貸出金等与信関連資産に係る評価方式も、受皿金融機関が明らかでない現時点で利用可能な方式の中ではより合理的なものと判断した。
- (注2) 貸出金等与信関連資産の担保土地に係る評価においては、原則として直近の路線価額によっており、いわゆる掛け目を用いた評価は行っていない。
ただし、ゴルフ場等の評価においては、収益還元価格、土地価格等を勘案した評価額を用いている。預託金については、返還請求権をめぐる紛争等による担保価値の減額の可能性が大きいことから、収益還元価格より控除している。
- (注3) いわゆる関連会社への貸出金については、担保等による保全額が少額のものが多く、本文の評価方式によると評価額が低くなっている。しかし、日債銀からの借入が大半である場合には、担保等による保全をしていなくても残余財産による配当が期待されるケースがあり、仮に他の債権者に劣後して返済されたとしても、担保等保全額以上の回収額が期待されるケースもあり得る。しかし、その担保等保全額以上の回収額の具体的な算定は理論上はともかく実際には極めて困難であること等を考慮し、本文の算定方式に従った。
なお、上記の担保の中には、日債銀グループ以外からの借入がなく実質上日債銀の一行取引である先との間で、日債銀の同意なくしては他の債権者に担保提供できない旨の契約を締結することにより、抵当権設定等の担保保全の手続を省略しているケースがあるが、その担保としての評価については、その契約内容及び債権者の大半が日債銀である事実を考慮し、通常の担保と同様の取扱いとした。
- (注4) 特別公的管理銀行が保有する資産として適当とされた貸出金等与信関連資産のうち、特別公的管理開始後に法的整理手続によって債権額が減額された債権については、減額後の債権額をもって評価額としている。
- (注5) 海外の貸出金等与信関連資産については、譲渡可能価額、カントリーリスク等も考慮して評価額を算定することが考えられるが、現実には極めて困難であるため、国内の貸出金等与信関連資産と同様の評価方式を用いている。
- (注6) 日債銀は国内の本店及び支店の土地・建物をいわゆる関連会社へ売却済であり、当該関連会社に対しては買入資金としての貸出金債権及び賃借に伴い差し入れた保証金権利金の返還請求権等の債権を有している。このような関係を踏まえ、当該保証金権利金の返還請求権等については、貸出金等与信

関連資産に含めることとし、また、その評価については買入資金としての貸出金に合算して本文の方式によることとしている。

(注7) 外貨建資産・負債の円換算に用いたレートは、公告時の仲値である(以下、同様)。

(2) 外国為替(資産) 金 14,569百万円

外国為替(資産)については、日債銀の帳簿価額(元本額又は取得価額)をもって評価額とする。

(注) 外国為替(資産)に係る金銭債権の経過利息については、後述の「(10) その他資産」で評価している。

(3) 有価証券 金 1,247,549百万円

有価証券のうち、時価及び時価相当額があるものについては、当該時価及び時価相当額をもって評価額とする。その他の有価証券のうち、日債銀が貸出を行っている者の発行に係る有価証券については、貸出金の評価方式に準じるものとし、貸出を行っていない者の発行に係る有価証券については、株式は当該会社の簿価純資産額、債券は額面額、その他は処分可能見込額等をもって評価額とすることを原則とする。これにより難しい場合は、日債銀の帳簿価額(取得価額を原則とし、既に必要な評価減を行ったものについては、当該評価減額を控除した額)をもって評価額とする。

(注) 有価証券に係る金銭債権の経過利息については、後述の「(10) その他資産」で評価している。

(4) 金銭の信託 金 80,556百万円

信託財産のうち時価があるものについては時価をもって評価額とし、その他の信託財産については原則として処分可能見込額等をもって評価額とし、処分可能見込額等の算定が困難なものについては日債銀の帳簿価額(取得価額)をもって評価額とする。

(5) 特定取引資産 金 523,837百万円

特定取引資産については、時価評価額をもって評価額とする。

(注1) 資産判定上、特別公的管理銀行が保有する資産として不適とされた取引(係争中取引を含む。)に係る評価益は、その回収可能性に疑義があるものと

判断されることから計上していない。

(注2) デリバティブ取引の評価は、日債銀の信用力を反映した時価によることがより正確ではあるが、具体的には算定が困難であり、市場金利の仲値を使用して時価を算定した。

(6) 買入金銭債権 金 7,891百万円

買入金銭債権については、原則として日債銀の帳簿価額(取得価額)をもって評価額とし、対象資産に含み損益がある場合は、当該損益を考慮して算定する。

(注) 買入金銭債権に係る金銭債権の経過利息については、後述の「(10) その他資産」で評価している。

(7) 買入手形 金 33,200百万円

買入手形については、日債銀の帳簿価額(取得価額)をもって評価額とする。

(注) 買入手形に係る金銭債権の経過利息については、後述の「(10) その他資産」で評価している。

(8) コールローン 金 396,792百万円

コールローンについては、日債銀の帳簿価額(元本額)をもって評価額とする。

(注) コールローンに係る金銭債権の経過利息については、後述の「(10) その他資産」で評価している。

(9) 現金預け金 金 279,829百万円

現金預け金については、原則として日債銀の帳簿価額(元本額)をもって評価額とし、対象資産に含み損益がある場合は、当該損益を考慮して算定する。

(注) 現金預け金に係る金銭債権の経過利息については、後述の「(10) その他資産」で評価している。

(10) その他資産 金 398,034百万円

未収収益

未収収益については、原則として日債銀の帳簿価額(取得価額)をもって評価

額とし、対象資産に含み損益がある場合は、当該損益を考慮して算定する。

未収金

未収金については、原則として日債銀の帳簿価額（元本額）をもって評価額とし、対象資産に含み損益がある場合は、当該損益を考慮して算定する。

仮払金

仮払金については、原則として日債銀の帳簿価額（取得価額）をもって評価額とし、対象資産に含み損益がある場合は、当該損益を考慮して算定する。

入会金預託金

入会金預託金については、時価（相場）があるものは時価をもって評価額とし、その他のものは預託金の返還予定額をもって評価額とする。

その他の資産

保管有価証券等のその他の資産については、原則として日債銀の帳簿価額（取得価額）をもって評価額とし、対象資産に含み損益がある場合は、当該損益を考慮して算定する。

（注1）前払費用については、清算価値が認められないことから、その評価額は0円と算定する。

（注2）日債銀のALM運用は必ずしもリスク中立を厳密には指向しておらず、平成10年12月17日の公告の時点においては、ヘッジ対象である貸出金、債券等とヘッジ手段との関係が希薄である。このため、後述のように（「(12) 及び「5(1)(注1)」）ヘッジ対象である貸出金、債券等の資産及び負債については金利差に基づく時価評価をしないものの、デリバティブ取引（銀行勘定）については、時価評価額をもって評価額とし、評価損益を認識している。なお、デリバティブ取引の評価は、日債銀の信用力を反映した時価によることがより正確ではあるが、具体的には算定が困難であり、市場金利の仲値を使用して時価を算定した。

(11) 動産不動産 金 34,573百万円

土地・建物

土地・建物については、原則として、時価又は処分可能見込額等をもって評

価額とする。具体的には、土地については、鑑定のあるものについては鑑定評価額、その他のものについては原則として直近の路線価評価額によっており、建物については、国内保有分のうち帳簿価額（取得価額から減価償却累計額を控除した額）が2億円以上のものについては固定資産税評価額、それ以外のものについては日債銀の帳簿価額によっている。

（注）リース取引の中の、解約不能のオペレーティングリースに係るものについては未払債務総額487百万円を日債銀の負担とし、「5（9）その他負債」に計上している。

動産（絵画・置物を含む。）

動産（絵画・置物を含む。）については、帳簿価額（取得価額又は取得価額から減価償却累計額を控除した額）をもって評価額とする。

（注）絵画・置物については、個別の鑑定により評価するのは實際上極めて困難であることから、帳簿価額（取得価額）をもって評価額とした。

建設仮払金

建設仮払金については、処分可能見込額等によって評価すべきであるが、当該見込額等の算定が困難であるため、原則として帳簿価額（取得価額）をもって評価額とする。

保証金権利金

保証金権利金については、原則として、帳簿価額（取得価額又は取得価額から償却累計額を控除した額）をもって評価額とする。また、約定等により返還されないこととなる部分については、その評価額は0円と算定する。

（注）ソフトウェア開発費用については、清算価値が認められないことから、その評価額は0円と算定する。

（12） その他の留意事項

上記のほか、資産項目として考慮を検討すべきもの及びその取扱いは以下のとおりである。

債券繰延資産

債券発行差金については、金利調整部分としての性格を有するものであり、

資産としての取扱いはせず、帳簿価額（取得価額から償却累計額を控除した額）をもって評価額とし、当該評価額を債券額（負債額）から控除するものとする。

また、債券発行費用については、清算価値が認められないことから、その評価額は0円と算定する。

税効果会計

税効果会計については、清算するものとしての評価額の算定であることから、考慮していない。

営業権

営業権については、清算するものとしての評価額の算定であることから、考慮していない。

海外拠点からの撤退

日債銀は平成9年4月に海外拠点の撤退方針を決定しており、支店については閉鎖済みであるが、その他の拠点についても、今後閉鎖を行うことで資産売却等による損失が発生する可能性がある。具体的な金額は算定が困難であることから、当該損失は考慮していない。

金利差に基づく貸出金等の時価評価

貸出金等については、約定金利と公告時の市場金利の差額により評価損益を算出するという考え方もあるが、そのような時価評価は行っていない。

5 負債の評価額

負債の評価に当たって当委員会が採用した評価基準及び評価の結果は、次のとおりである。

（1） 債券 金 4,025,702百万円

債券については、日債銀の帳簿価額（発行価額）から「4（12）」に基づき、債券発行差金を控除した金額をもって評価額とする。

（注1）負債項目についても時価評価する考え方もあるが、負債項目は通常元本額及び経過利息の弁済をすれば足りることから、「（5）特定取引負債」を除き、時価評価は行っていない（以下同様）。

(注2) 債券に係る金銭債務の経過利息については、後述の「(9) その他負債」で評価している。

(2) 預金 金 2,245,780百万円

預金については、日債銀の帳簿価額(元本額)をもって評価額とする。

(注) 預金に係る金銭債務の経過利息については、後述の「(9) その他負債」で評価している。

(3) 譲渡性預金 金 444,420百万円

譲渡性預金については、日債銀の帳簿価額(元本額)をもって評価額とする。

(注) 譲渡性預金に係る金銭債務の経過利息については、後述の「(9) その他負債」で評価している。

(4) 借入金 金 399,420百万円

借入金については、日債銀の帳簿価額(元本額)をもって評価額とする。

(注1) 借入金に係る金銭債務の経過利息については、後述の「(9) その他負債」で評価している。

(注2) 劣後債務については、その元本相当額を負債と認識した。

(5) 特定取引負債 金 292,779百万円

特定取引負債については、時価評価額をもって評価額とする。

(注) デリバティブ取引の評価は、日債銀の信用力を反映した時価によることがより正確ではあるが、具体的には算定が困難であり、市場金利の仲値を使用して時価を算定した。

(6) 売渡手形 金 490,100百万円

売渡手形については、日債銀の帳簿価額(元本額)をもって評価額とする。

(注) 売渡手形に係る金銭債務の経過利息については、後述の「(9) その他負債」で評価している。

(7) コールマネー 金 1,163,500百万円

コールマネーについては、日債銀の帳簿価額(元本額)をもって評価額とする。

(注)コールマネーに係る金銭債務の経過利息については、後述の「(9)その他負債」で評価している。

(8) 外国為替(負債) 金 190百万円

外国為替(負債)については、日債銀の帳簿価額(元本額)をもって評価額とする。

(注)外国為替(負債)に係る金銭債務の経過利息については、後述の「(9)その他負債」で評価している。

(9) その他負債 金 948,576百万円

その他負債については、日債銀の帳簿価額(元本額等)をもって評価額とする。

(注1)その他負債は、未払費用、前受収益、借入有価証券、仮受金、未払金等である。

(注2)未払賞与については、労働協約に基づいた交渉によって金額が確定するが、公告時においては金額が確定していないため、負債として認識していない。

(注3)デリバティブ取引(銀行勘定)については前述のように「4(10)(注2)」時価評価額をもって評価額とし、評価損益を認識している。

(10) 退職給与債務(退職給与引当金) 金 11,726百万円

退職給与債務については、退職金規程に定める退職金額のうち、適格退職年金及び厚生年金基金の年金現価相当額を控除した額に過去勤務債務を加えた額を評価額とする。

(注1)日債銀は、従来、退職金要支給額より、適格退職年金規定及び厚生年金基金規定により計算される年金現価相当額を控除した金額を退職給与引当金として計上している。

(注2)適格退職年金については、平成10年9月30日時点において、年金資産は過去勤務債務分361百万円について責任準備金を下回っており、当該過去勤務債務については、負債として認識している。

また、生命保険会社運用分の保証利回りは1.5%から2.5%であるが、一方予定利回りは5.5%で計算されており、保証利回りを基礎として計算した実質利回りとの差による損失（以下「利差損」という。）が発生する見込みである。また、年金資産のうち信託銀行運用分の実質利回りは、生命保険会社のように予め決まっているものではないが、直近の運用利回りを考慮すると、当該資産からも利差損が発生する可能性が高い。

上記の利差損は合計で数億円と見込まれるが、当該影響額についてはその評価が困難なことから、退職給与債務の評価額には含めていない。

(注3) 厚生年金基金については、平成10年3月31日時点において、年金資産は過去勤務債務分1,076百万円について数理債務を下回っており、当該過去勤務債務については、負債として認識している。

また、厚生年金基金についても利差損が数億円発生するものと見込まれるが、当該影響額についてはその評価が困難なことから、退職給与債務の評価額には含めていない。

(11) 支払承諾 金 366,130百万円

支払承諾については、日債銀の帳簿価額（元本額）をもって評価額とする。

(12) その他の留意事項

上記のほか、負債項目として考慮を検討すべきもの及びその取扱いは以下のとおりである。

債権売却損失引当金

共同債権買取機構が買取債権を第三者に売却する際に発生する損益（いわゆる二次損益）は持込金融機関に帰属することとされているため、日債銀は従来、その二次損失分を債権売却損失引当金として計上している。この引当金の取扱いについては、「4（1）貸出金等与信関連資産」に含まれている共同債権買取機構向け債権の控除項目とした。

貸倒引当金

貸倒引当金については、銀行会計では通常負債項目とされているが、本算定作業においては「4（1）貸出金等与信関連資産」の控除項目とした。

特別法上の引当金

特別法上の引当金（金融先物取引法第82条の規定に基づく金融先物取引責任

準備金及び証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条の規定に基づく証券取引責任準備金) 8百万円については、その性質・金額等を考慮し、その評価額は0円と算定する。

その他の債務

平成9年4月のクラウン・リーシング株式会社の破産をめぐって系統金融機関より提起されている訴訟については、その判決の結果によっては、他の系列ノンバンク等に関係して今後提起されるかもしれない訴訟等によるものも含め、損失が発生する可能性があるが、判決の不確実性に鑑み負債として認識していない。

なお、この他の係争案件については、純資産額に重大な影響を与えるものはないものと判断した。

6 純資産額の計算と取得株式対価の算定

(1) 以上の評価基準及び評価の結果を前提として、公告時において日債銀が有する純資産額を算定すれば、次のとおりとなる。

公告時において日債銀が有するすべての資産の評価額の合計は、7,341,702百万円であり、また、公告時において日債銀が有するすべての負債の評価額の合計は、10,388,323百万円であるから、公告時において日債銀が有する純資産額は、3,046,621百万円である(別紙1参照)。

したがって、日債銀を清算するものとして公告時の資産及び負債を評価し、純資産額を算定すると、日債銀は公告時において債務超過の状態にあったことになる。

なお、すでに述べてきたとおり上記純資産の額に影響を与え得る主な項目としては次のものがあるが、これらを考慮しても日債銀が公告時に債務超過であった事実には変わりがない。

ゴルフ場等の担保においては、評価額以上の回収が期待されるケースがあり得る(「4(1)(注2)」参照)。

いわゆる関連会社に対する貸出金等与信関連資産については、担保等保全額以上の回収が期待されるケースがあり得る(「4(1)(注3)」参照)。

海外資産については、譲渡可能価額、カントリーリスク等も考慮すると、評価額が下がることも考えられる(「4(1)(注5)」参照)。

平成9年4月のクラウン・リーシング株式会社の破産をめぐって提起されている訴訟については、その判決の結果によっては、他の系列ノンバンク等に関係して、今後提起されるかもしれない訴訟等によるものも含め、損失が発生する可能性がある(「5(12)」参照)。

(2)以上の結果、日債銀の、公告時における発行済み普通株式の総数は2,501,536,705株、発行済み第二回優先株式、第三回優先株式、第四回優先株式の総数はそれぞれ102,000,000株、386,398,000株、120,000,000株であるが、上記のとおり純資産が債務超過の状態にあるので、それぞれ1株当たりの対価の額を0円と算定した。

以上

(別紙 1)

日債銀の公告時のすべての資産及び負債の評価額並びに純資産額は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
貸出金等与信関連資産	4,324,872	債券	4,025,702
外国為替	14,569	預金	2,245,780
有価証券	1,247,549	譲渡性預金	444,420
金銭の信託	80,556	借入金	399,420
特定取引資産	523,837	特定取引負債	292,779
買入金銭債権	7,891	売渡手形	490,100
買入手形	33,200	コールマネー	1,163,500
コールローン	396,792	外国為替	190
現金預け金	279,829	その他負債	948,576
その他資産	398,034	退職給与債務	11,726
動産不動産	34,573	支払承諾	366,130
資産合計	7,341,702	負債合計	10,388,323
		純資産額	3,046,621

(別紙2)

株価算定委員会委員名簿

委員長 落合 誠一 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)

委員長代理 筒井 義郎 (大阪大学大学院経済学研究科教授)

委員 大橋 正春 (弁護士)

委員 鈴木 豊 (公認会計士)

委員 福間 年勝 (三井物産株式会社代表取締役副社長)

(別紙 3)

株価算定委員会の審議日程

第14回 平成11年5月21日 (金) 16時から20時20分まで

第15回 平成11年5月24日 (月) 10時から12時まで

第16回 平成11年5月25日 (火) 13時から16時40分まで

第17回 平成11年6月10日 (木) 10時から12時まで

第18回 平成11年6月11日 (金) 10時から11時10分まで

第19回 平成11年6月14日 (月) 10時から

(参考)

継続企業の前提で算出された中間貸借対照表(平成10年11月24日,日債銀公表決算短信ベース(*1))の純資産額と公告時の純資産額(清算価額ベース)との異動は以下のとおりである。

(単位:百万円)

項目	金額	備考
平成10年9月30日現在純資産額	477,234	*1
平成10年10月1日から12月16日の利益	43,355	
継続企業の前提による12月16日現在の純資産額	520,589	*2
貸出金等与信関連資産	3,033,521	
有価証券	487,500	
金銭の信託	10,986	
特定取引資産	1,122	
現金預け金	64	
買入金銭債権	3,444	
その他資産	26,540	
動産不動産	21,465	
債券繰延資産	270	
その他負債	19,012	
退職給与債務	1,438	
清算価額への修正額合計	3,567,210	*3
公告時純資産額	3,046,621	*4

*1:日債銀が平成10年11月24日に決算短信で公表した計数であり、平成10年11月16日に通知された金融監督庁の検査結果は反映されていない計数である。

今後、日債銀より金融監督庁の検査結果が反映された計数が公表される予定である。

*2:継続企業を前提とした計数であり、中間貸借対照表(平成10年11月24日,日債銀公表決算短信ベース)に10月1日より12月16日の損益を加減算したものである。

*3:株価算定上、継続企業の前提で作成されている数値を清算価額に修正するための計数である

*4:*2、*3を勘案した結果としての清算価額ベースの純資産額である。

問 い 合 わ せ 先

金融再生委員会事務局金融危機管理課

土手 電話 3502-7669

泉 電話 3502-7524